

盛岡地区衛生処理組合の概要

令和2年度版



盛岡地区衛生処理組合

【目 次】

組合の設立	1
組合の共同処理事務	1
組合の構成市町	1
経費の負担	1
組合の位置	1
組合の沿革	2
執行機関及び補助機関	3
議会	3
事務局組織	3
施設概要	4
予算及び決算	5
し尿処理人口等	7
行政区域内し尿等処理の内容	8
資源化物生産等の状況	8
処理利用人口及び処理量の市町別内訳と負担金・使用料の推移	9
原料汚泥、おでい肥料・めぐみの放射性物質測定結果	10

【資 料 編】

水処理工程図	資料1
資源化工程図	資料2
脱臭工程図	資料3
し尿等処理量の推移	資料4
し尿処理施設利用人口の推移	資料5
各種検査結果	資料6
組合歴代管理者・副管理者及び議会議長・副議長	資料7
盛岡地区衛生処理組合同規約	資料8

- 組 合 の 設 立
- 組合の共同処理事務
- 組合の構成市町

- 経 費 の 負 担
- 組 合 の 位 置

組合の設立

昭和45年7月23日(岩手県知事許可(岩手県指令地第320号))

組合の共同処理事務

し尿処理施設の建設及び維持管理、し尿及び浄化槽汚泥の処理(収集及び運搬を除く。)並びに当該処理に係る一般廃棄物処理計画の策定に関する事務

組合の構成市町

盛岡市(玉山地域を除く。平成30年度より都南地区編入。)

滝沢市

雫石町

行政区域面積 1,280.43 km²

行政区域世帯 161,023 世帯 (令和2年3月31日現在)

行政区域人口 347,282 人 (令和2年3月31日現在)

※盛岡市玉山地域を除く。



組合事務局・滝沢処理センター管理棟

経費の負担

組合の運営に要する経費は、10分の1を基本割とし、残りの10分の9は利用割で負担する。

【利用割の推移】

市町村名／年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
盛 岡 市	35.52%	34.81%	49.74%	47.70%	48.03%
滝 沢 市	48.94%	50.11%	38.43%	39.76%	40.19%
雫 石 町	15.54%	15.08%	11.83%	12.54%	11.78%

組合の位置

○国道4号線、
分れ交差点から
東に約3km。
(岩手県立大学
の北東)



滝沢処理センター
(事務局所在地)

○ 組 合 の 沿 革

組合の沿革

昭和45年	7月 盛岡地区衛生処理組合設立(盛岡市、雫石町、滝沢村)	
	8月 し尿処理施設建設着手(盛岡) 130kl/日	
昭和46年	11月 し尿処理施設供用開始(盛岡)	
	12月 し尿処理場使用料を20円/180lと定める。	
昭和50年	11月 し尿処理場使用料を20円/100lに改定。	
昭和53年	6月 前処理施設増設(盛岡) 40kl/日	
昭和56年	8月 希釈用水取水施設竣工(北上川)	
	9月 最終処分場設置(滝沢) 9,572㎡	
昭和58年	8月 し尿処理施設建設用地取得(滝沢) 13,637㎡	
	〃 し尿処理施設建設着手(滝沢) 100kl/日	
昭和60年	4月 盛岡処理センター・滝沢処理センター制を敷く。	
	11月 滝沢処理センター供用開始	
昭和62年	6月 最終処分場廃止(滝沢)	
昭和63年	3月 取水排水用地取得(滝沢) 1,785㎡	
平成元年	4月 し尿処理場使用料を20円/100l×1.03に改定(消費税導入)	
平成4年	4月 盛岡市と都南村が合併。し尿処理の区域を都南地区を除く区域と定める。 (都南地域は、合併前同様「紫波、稗貫衛生処理組合」の行政区域とした。)	
平成5年	3月 施設敷地を道路用地として売買109㎡	
平成7年	8月 管理棟(会議室)増設(盛岡)30㎡	
平成8年	3月 生活排水処理基本計画策定	
	4月 公平委員会設置	
平成9年	4月 し尿処理場使用料を20円/100l×1.05に改定(消費税改正)	
平成11年	4月 盛岡市門事業所し尿処理施設の余剰汚泥処理施設を組合に移管し、全量組合処理となる。(都南地域を除く。)	
平成12年	4月 し尿処理場使用料を2円/10l×1.05に改定(基準量見直し)	
平成15年	7月 汚泥再生処理センター建設着手 (滝沢処理センター第2処理棟増設。水処理:70kl/日・資源化:170kl/日)	
平成17年	9月 事務局を滝沢処理センターに移設 盛岡処理センター廃止	
	11月 汚泥再生処理センター供用開始	
平成18年	1月 盛岡市と玉山村が合併。し尿処理の区域を都南地域及び玉山区を除く区域と定める。 (玉山区は、合併前同様「盛岡北部行政事務組合」の行政区域とした。)	
	3月 生活排水処理基本計画策定	
平成19年	4月 収入役を廃止し、会計管理者を設置 〃 監査委員定数を3人から2人に変更(議会選出1名、識見を有する者1名) 〃 情報公開・個人情報保護審査会設置	
	5月 組合議会議員定数を9人から6人に、組合議会議員であった雫石町長及び滝沢村長を副管理者に変更。	
平成20年	4月 経費の負担割合のうち利用人口割を利用割に規約変更。(当該年度の前々年の10月1日から前年の9月30日までのし尿及び浄化槽汚泥の搬入量による。)	
平成21年	4月 組合事務局を盛岡市から滝沢村に移し、管理者を盛岡市長から滝沢村長に委譲した。 〃 包括的運営管理業務委託を開始する。	
平成26年	1月 滝沢村から滝沢市となり、「管理者 滝沢市長」となる。	
平成26年	4月 し尿処理場使用料を2円/10l×1.08に改定(消費税改正)	
平成30年	4月 経費の負担割合のうち均等割を基本割に規約変更。	
平成30年	4月 盛岡市都南地域のし尿等の受入処理を開始。	
令和元年	10月 し尿処理場使用料を2円/10l×消費税相当額に改定	



↑旧処理センター(盛岡市門)



↑建設用地(滝沢)取得時(S58)



↑滝沢処理センター開始時(S60)



↑第2処理棟(H17～)

○ 執行機関及び補助機関
○ 議 会
○ 事務局組織

執行機関及び補助機関 (令和2年4月1日現在)

管 理 者 (滝沢市長)	主 濱 了
副管理者 (盛岡市長)	谷 藤 裕 明
〃 (雫石町長)	猿 子 恵 久
〃 (滝沢市副市長)	三 河 孝 司
会計管理者 (滝沢市会計管理者)	勝 田 裕 征
監査委員 (組合議員)	横 手 寿 明
監査委員 (滝沢市監査委員)	佐 藤 博 己
公平委員長	太 田 秀 栄
公平委員	佐 藤 利 久
〃	菅 原 悦 子



滝沢処理センター

議 会 (令和2年4月1日現在)

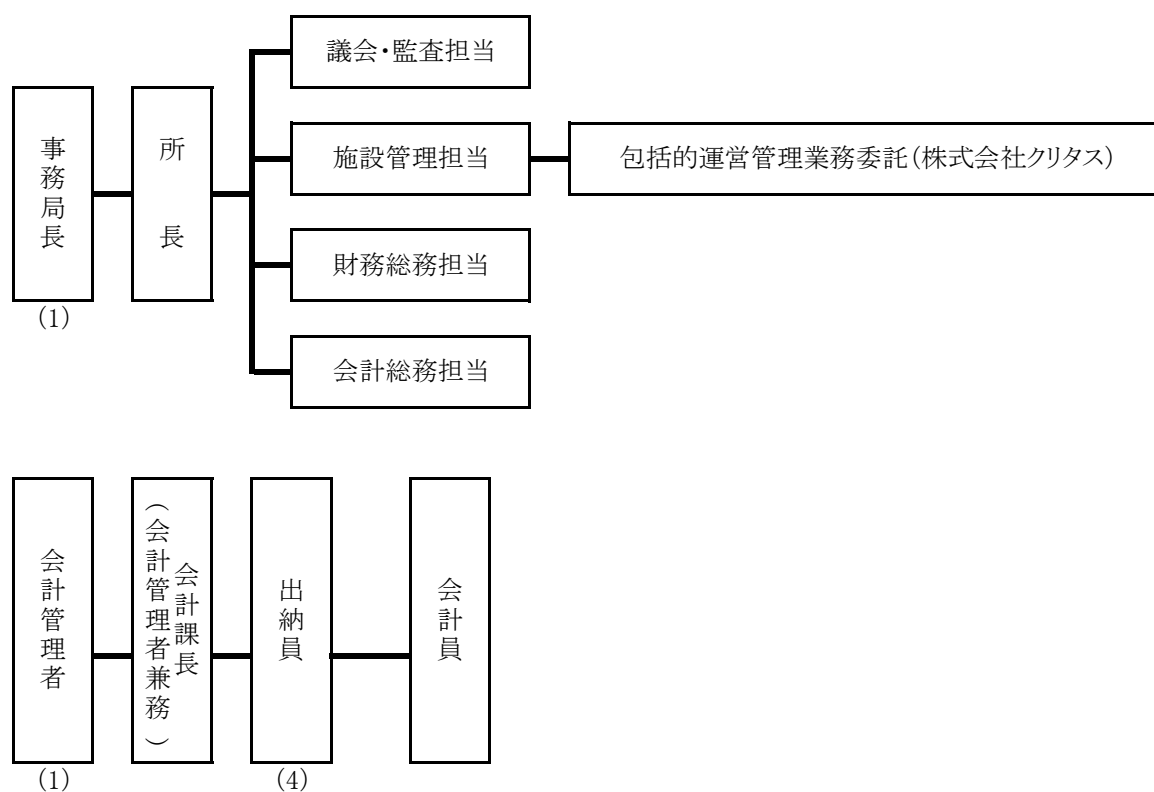
議 長	山 谷 仁		
副議長	野 中 靖 志		
議員数 6人	盛岡市	野 中 靖 志	後 藤 百合子
	滝沢市	山 谷 仁	奥 津 一 俊
	雫石町	幅 秀 哉	横 手 寿 明



組合議会のように

事務局組織

【職員数】専任 5人・併任 6人 計10人 (令和2年4月1日現在)



(注) () は併任職員を表す

○ 施 設 概 要

名 称	盛岡地区衛生処理組合 滝沢処理センター
事業主体	盛岡地区衛生処理組合(盛岡市・滝沢市・雫石町)
所在地	岩手県滝沢市大崎94番地194
敷地面積	15,313㎡
処理能力	170kℓ/日(し尿:120kℓ/日、浄化槽汚泥:50kℓ/日)



事務室

第1処理棟

■ 処理能力	水処理:100kℓ/日(し尿:70kℓ/日、浄化槽汚泥:30kℓ/日)
■ 処理方式	標準脱窒素処理方式+高度処理 ※高度処理については第1処理棟、第2処理棟の処理水全量を処理
■ 延床面積	3,135.06㎡(管理棟375.24㎡含む)
■ 供用開始	昭和60年11月1日
■ 設計施工	栗田工業株式会社
■ 総事業費	1,727,924,000円
	財源内訳 国庫補助金 359,277,000円
	起 債 1,058,400,000円
	一 般 財 源 310,247,000円



第1処理棟

第2処理棟

■ 処理能力	水処理:70kℓ/日(し尿:50kℓ/日、浄化槽汚泥:20kℓ/日) 資源化:170kℓ/日
■ 処理方式	※第1処理棟、第2処理棟から発生する汚泥全量を資源化 水処理:膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理(第1処理棟) 資源化:油温減圧乾燥処理方式
■ 延床面積	3,032.67㎡
■ 供用開始	平成17年11月1日
■ 設計施工	栗田工業株式会社
■ 施工管理	日本技術開発株式会社
■ 総事業費	3,789,257,000円
	財源内訳 国庫補助金 1,034,285,000円
	起 債 2,376,200,000円
	一 般 財 源 378,772,000円



第2処理棟

○ 予算及び決算（その１）

歳 入

(単位:円:%)

款 別 区 分	平成29年度 決算額	構成比	平成30年度 決算額	構成比	令和元年度 決算額	構成比
1 分担金及び負担金	676,767,990	98.7	730,717,897	98.5	665,302,000	98.4
2 使用料及び手数料	7,858,825	1.1	9,774,893	1.3	9,535,621	1.4
3 財 産 収 入	9,307	0.0	9,402	0.0	9,402	0.0
4 繰 越 金	1,042,462	0.2	1,462,013	0.2	1,178,705	0.2
5 諸 収 入	308,704	0.0	100,690	0.0	41,989	0.0
歳 入 合 計	685,987,288	100.0	742,064,895	100.0	676,067,717	100.0
前 年 度 比	-		108.17		91.11	

(単位:千円:%)

款 別 区 分	平成30年度 当初予算額	構成比	令和元年度 当初予算額	構成比	令和2年度 当初予算額	構成比
1 分担金及び負担金	751,165	98.7	670,863	98.6	551,322	98.3
2 使用料及び手数料	9,870	1.3	9,498	1.4	9,379	1.7
3 財 産 収 入	9	0.0	9	0.0	9	0.0
4 繰 越 金	1	0.0	1	0.0	1	0.0
5 諸 収 入	28	0.0	25	0.0	25	0.0
歳 入 合 計	761,073	100.0	680,396	100.0	560,736	100.0
前 年 度 比	-		89.40		82.41	

歳 出 （１）目的別

(単位:円:%)

款 別 区 分	平成29年度 決算額	構成比	平成30年度 決算額	構成比	令和元年度 決算額	構成比
1 議 会 費	207,880	0.0	780,218	0.1	299,880	0.0
2 総 務 費	50,650,937	7.4	49,044,954	6.6	48,591,676	7.2
3 衛 生 費	411,029,294	60.1	443,554,947	59.9	451,214,314	66.9
4 施 設 費	6,382,990	0.9	31,251,897	4.2	3,100,000	0.5
5 公 債 費	216,254,174	31.6	216,254,174	29.2	170,870,952	25.4
6 予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
歳 出 合 計	684,525,275	100.0	740,886,190	100.0	674,076,822	100.0
前 年 度 比	-		108.23		90.98	

(単位:千円:%)

款 別 区 分	平成30年度 当初予算額	構成比	令和元年度 当初予算額	構成比	令和2年度 当初予算額	構成比
1 議 会 費	1,055	0.1	419	0.1	1,143	0.2
2 総 務 費	53,900	7.1	49,433	7.3	50,617	9.0
3 衛 生 費	446,394	58.7	453,472	66.6	492,672	87.9
4 施 設 費	43,169	5.7	5,900	0.9	8,700	1.5
5 公 債 費	216,255	28.4	170,872	25.1	7,304	1.3
6 予 備 費	300	0.0	300	0.0	300	0.1
歳 出 合 計	761,073	100.0	680,396	100.0	560,736	100.0
前 年 度 比	-		89.40		82.41	

○ 予算及び決算（その２）

歳 出 (2) 性質別

(単位:円:%)

款 別 区 分		平成29年度 決算額	構成比	平成30年度 決算額	構成比	令和元年度 決算額	構成比
人	件 費	45,982,506	6.7	43,976,762	5.9	44,241,509	6.6
	(うち職員給)	34,522,450	5.0	32,750,055	4.4	32,731,707	4.9
扶	助 費	360,000	0.1	120,000	0.0	20,000	0.0
公	債 費	216,254,174	31.6	216,254,174	29.2	170,870,952	25.3
小 計		262,596,680	38.4	260,350,936	35.1	215,132,461	31.9
物	件 費	407,760,794	59.6	446,436,714	60.3	449,201,339	66.6
維	持 補 修 費	7,129,080	1.0	3,074,814	0.4	5,969,800	0.9
補	助 費 等	7,038,721	1.0	31,023,726	4.2	3,773,222	0.6
歳 出 合 計		684,525,275	100.0	740,886,190	100.0	674,076,822	100.0
前 年 度 比		-		108.23		90.98	

(単位:千円:%)

款 別 区 分		平成30年度 当初予算額	構成比	令和元年度 当初予算額	構成比	令和2年度 当初予算額	構成比
人	件 費	47,544	6.2	44,791	6.6	44,944	8.0
	(うち職員給)	35,578	4.7	33,132	4.9	33,222	5.9
扶	助 費	360	0.0	160	0.0	0	0.0
公	債 費	216,255	28.4	170,872	25.1	7,304	1.3
小 計		264,159	34.5	215,823	31.7	52,248	9.3
物	件 費	449,556	59.1	451,390	66.3	489,781	87.3
維	持 補 修 費	5,968	0.8	6,604	1.0	9,296	1.7
補	助 費 等	41,390	5.4	6,579	1.0	9,411	1.7
歳 出 合 計		761,073	99.8	680,396	100.0	560,736	100.0
前 年 度 比		-		89.40		82.41	

【概況】（歳入） 令和2年度予算額の「分担金及び負担金」が119,541千円減額となった主な要因は、公債費の減による。

（歳出） 令和元年度決算額の「公債費」が減となった主な要因は、第2処理棟設置に係る起債の償還が一部終了したことによる。
令和元年度決算額の補助費等が減となった主な原因は、都南地域し尿受入にかかる地元還元施設整備が平成30年度に完了したことによる補助金の減による。
令和2年度の予算額の物件費が増となった主な要因は、包括運営管理業務委託の契約更新に係る設計変更(主に修繕費)による。

○ し尿処理人口等

1 市町別し尿処理人口等 (単位：人)

(盛岡市の行政人口等は玉山地域を除く)

(令和2年3月31日現在)

	盛岡市	滝沢市	雫石町	合計	摘要
行政区域内世帯数	131,399	23,270	6,354	161,023	
行政区域内人口 (A)	275,694	55,325	16,263	347,282	(B)+(F)
水洗化人口 (B)	261,646	47,009	11,889	320,544	(C)+(D)+(E)
公共下水道人口 (C)	247,721	36,508	7,759	291,988	
農業集落排水人口 (D)	5,692	0	1,325	7,017	
浄化槽人口 (E)	8,233	10,501	2,805	21,539	
水洗化率(%)	94.90%	84.97%	73.10%	92.30%	(B)÷(A)
非水洗化人口 (F)	14,048	8,316	4,374	26,738	(G)+(H)
し尿収集人口 (G)	14,048	8,316	4,374	26,738	(A)-((B)+(H))
自家処理人口 (H)	0	0	0	0	
し尿処理施設利用人口 (I)	27,973	18,817	8,504	55,294	(D)+(E)+(G)
関係市町村別					
し尿処理施設利用人口割合(%)	50.59%	34.03%	15.38%	100.00%	

2 し尿処理人口等の推移 (単位：人)

(盛岡市の行政人口等は玉山地域を除く)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
行政区域内世帯数	135,873	136,662	137,286	159,898	161,023
行政区域内人口 (A)	302,487	301,561	299,897	349,043	347,282
水洗化人口 (B)	273,166	274,874	277,077	321,127	320,544
公共下水道人口 (C)	252,534	253,942	254,720	291,481	291,988
農業集落排水人口 (D)	4,188	4,105	4,119	7,016	7,017
浄化槽人口 (E)	16,444	16,827	18,238	22,630	21,539
水洗化率(%) (B)/(A)	90.31%	91.15%	92.39%	92.00%	92.30%
非水洗化人口 (F)	29,321	26,687	22,820	27,916	26,738
し尿収集人口 (G)	29,156	26,531	22,675	27,775	26,738
自家処理人口 (H)	165	156	145	141	0
し尿処理施設利用人口 (I)	49,788	47,463	45,032	57,421	55,294
盛岡市	18,518	18,428	16,425	29,171	27,973
滝沢市	21,639	19,738	19,542	19,197	18,817
雫石町	9,631	9,297	9,065	9,053	8,504

(各年度末現在)

○ 行政区域内し尿等処理の内容
○ 資源化物生産等の状況

1 令和元年度における市町別し尿処理状況

(単位:kℓ)

	盛岡市	滝沢市	雫石町	合 計
し尿処理総量	20,968.42	17,450.51	5,339.18	43,758.11
し尿	14,376.12	12,555.20	3,387.14	30,318.46
浄化槽汚泥	6,592.30	4,895.31	1,952.04	13,439.65

※盛岡市は玉山地区を除く

2 市町別処理状況（性状別）の推移

(単位:kℓ)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
盛岡市 し尿	10,271.65	9,886.93	9,650.60	15,052.32	14,376.12
浄化槽汚泥	3,292.61	3,321.35	3,031.01	6,252.87	6,592.30
計	13,564.26	13,208.28	12,681.61	21,305.19	20,968.42
滝沢市 し尿	13,879.01	13,476.66	13,529.39	13,230.45	12,555.20
浄化槽汚泥	5,306.68	4,978.96	4,660.27	5,052.01	4,895.31
計	19,185.69	18,455.62	18,189.66	18,282.46	17,450.51
雫石町 し尿	3,998.25	3,687.05	3,731.86	3,561.26	3,387.14
浄化槽汚泥	1,939.65	1,996.17	1,780.37	2,105.34	1,952.04
計	5,937.90	5,683.22	5,512.23	5,666.60	5,339.18
計 し尿	28,148.91	27,050.64	26,911.85	31,844.03	30,318.46
浄化槽汚泥	10,538.94	10,296.48	9,471.65	13,410.22	13,439.65
計	38,687.85	37,347.12	36,383.50	45,254.25	43,758.11

3 搬入日数の推移

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
滝沢処理センター	244日	244日	245日	243日	244日

4 資源化物生産及び売払等の状況

区 分	平成29年度	平成30年度	前年度比	令和元年度	前年度比
生産量	335,600kg	400,400kg	119.31%	380,000kg	94.91%
地元還元量	334,064kg	389,772kg	116.68%	386,969kg	99.28%

※生産量と地元還元(出荷)量の
差は年度末の在庫量による。

- (1) 肥料の種類 し尿汚泥肥料
- (2) 肥料の名称 おでい肥料・めぐみ
- (3) 原料の種類 し尿、浄化槽汚泥
- (4) 登録番号 生第86576号
- (5) 登録年月日 平成17年10月11日

- (6) 主要な成分等の含有率(平成30～令和元年度の分析平均値)

- ① 窒素全般 3.8%
- りん酸 5.2%
- カリウム 0.4%
- ② 炭素窒素比 12
- ③ 油分 32%
- ④ 水分 2.2%



汚泥肥料「めぐみ」

○ 処理利用人口及び処理量の市町別内訳と負担金・使用料の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
処理量 (kℓ／年)	盛岡市	13,564.26 (35.06%)	13,208.28 (35.37%)	12,681.61 (34.86%)	21,305.19 (47.08%)	20,968.42 (47.92%)
	滝沢市	19,185.69 (49.59%)	18,455.62 (49.42%)	18,189.66 (49.99%)	18,282.46 (40.40%)	17,450.51 (39.88%)
	雫石町	5,937.90 (15.35%)	5,683.22 (15.21%)	5,512.23 (15.15%)	5,666.60 (12.52%)	5,339.18 (12.20%)
	計	38,687.85	37,347.12	36,383.50	45,254.25	43,758.11
	(前年度比)	(▲2.10%)	(▲3.47%)	(▲2.58%)	(24.38%)	(▲3.31%)
使用料(千円) (前年度比)		8,356 (▲1.39%)	8,066 (▲3.47%)	7,858 (▲2.58%)	9,774 (24.38%)	9,535 (▲2.45%)
組合施設 利用人口	盛岡市	18,518 (37.19%)	18,428 (38.83%)	16,425 (36.47%)	29,171 (50.80%)	27,973 (50.59%)
	滝沢市	21,639 (43.46%)	19,738 (41.59%)	19,542 (43.40%)	19,197 (33.43%)	18,817 (34.03%)
	雫石町	9,631 (19.34%)	9,297 (19.59%)	9,065 (20.13%)	9,053 (15.77%)	8,504 (15.38%)
	計	49,788	47,463	45,032	57,421	55,294
	(前年度比)	(▲2.20%)	(▲4.67%)	(▲5.12%)	(27.51%)	(▲3.70%)
負担金 (千円)	盛岡市	244,462 (37.33%)	232,069 (35.30%)	235,687 (34.83%)	376,987 (51.59%)	318,879 (47.93%)
	滝沢市	302,994 (46.26%)	311,470 (47.38%)	326,957 (48.31%)	261,154 (35.74%)	254,704 (38.28%)
	雫石町	107,477 (16.41%)	113,857 (17.32%)	114,124 (16.86%)	92,577 (12.67%)	91,719 (13.79%)
	計	654,933	657,396	676,768	730,718	665,302
	(前年度比)	(5.10%)	(0.38%)	(2.95%)	(7.97%)	(▲8.95%)

※1()内は各市町の構成比率
(前年度比)は前年度との増減比率

○ 原料汚泥、おでい肥料・めぐみの放射性物質測定結果

1 原料汚泥の放射性物質測定結果

試料採取日	放 射 性 物 質 の 種 別		
	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性ヨウ素131
平成25年12月17日	不検出	不検出	31Bq/kg
平成26年5月16日	不検出	不検出	不検出
平成26年6月18日	不検出	不検出	不検出
平成26年11月14日	不検出	不検出	不検出
平成27年10月14日	不検出	不検出	不検出
平成28年2月19日	不検出	不検出	88Bq/kg
平成28年9月13日	不検出	不検出	－
平成29年1月13日	不検出	不検出	－
平成29年9月6日	不検出	不検出	－
平成30年1月16日	不検出	不検出	－
平成30年9月6日	不検出	不検出	－
平成31年1月17日	不検出	不検出	－
令和1年9月11日	不検出	不検出	－
令和2年1月10日	不検出	不検出	－
令和2年9月8日	不検出	不検出	－

※原料の脱水汚泥の放射性セシウムは検出限界値以下です。

【参考】

国で定めた基準では、「原料汚泥中の放射性セシウム(放射性セシウム134と放射性セシウム137の合計量)濃度が暫定許容値200Bq/kg以下である汚泥肥料は流通しても差し支えない。」となっております。

2 汚泥肥料の放射性物質測定結果

試料採取日	放 射 性 物 質 の 種 別		
	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性ヨウ素131
平成27年9月1日	不検出	7.2Bq/kg	不検出
平成28年1月12日	不検出	6.7Bq/kg	32Bq/kg
平成28年9月13日	不検出	8.2Bq/kg	－
平成29年1月13日	不検出	9.5Bq/kg	－
平成29年9月6日	不検出	不検出	－
平成30年1月16日	不検出	不検出	－
平成30年9月6日	不検出	不検出	－
平成31年1月17日	不検出	不検出	－
令和1年9月11日	不検出	不検出	－
令和2年1月10日	不検出	不検出	－
令和2年9月8日	不検出	不検出	－

【参考1】

国で定めた基準では、「肥料中に含まれることが許容される放射性セシウム(放射性セシウム134と放射性セシウム137の合計量)の最大値は、400Bq/kg」となっております。農林水産省の研究機関による調査結果によると、福島第一原子力発電所の事故以前でも、全国の農地土壌の放射性セシウム濃度は平均20Bq/Kg、最大値は約140Bq/Kgでした。

【参考2】

県の指導では、放射性ヨウ素は半減期が8日程度と短く基準値等も定められていませんが、検出値は微量であり、肥料としての流通には支障がないものとされております。

資 料 編



組合事務局・管理棟

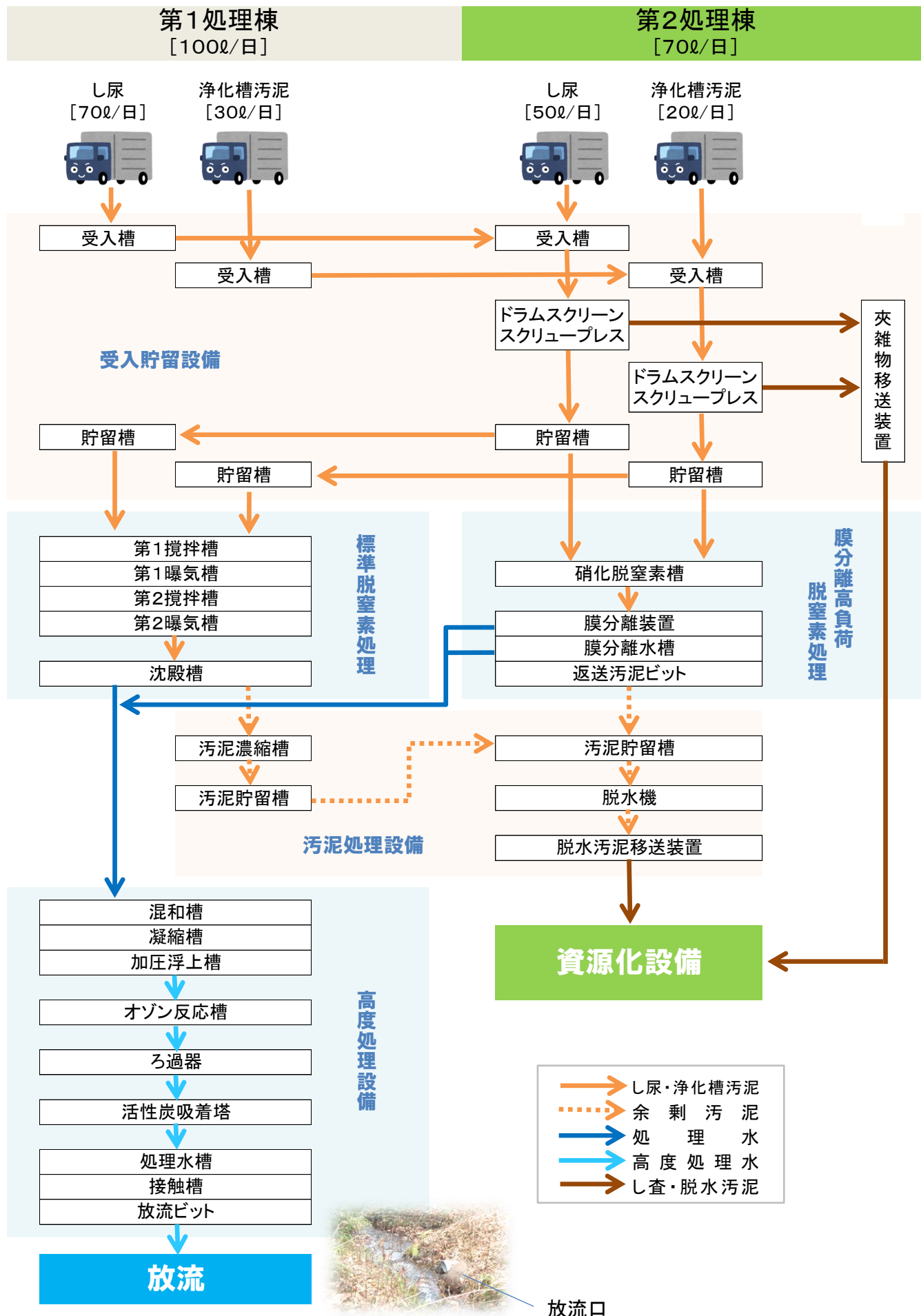


第1処理棟

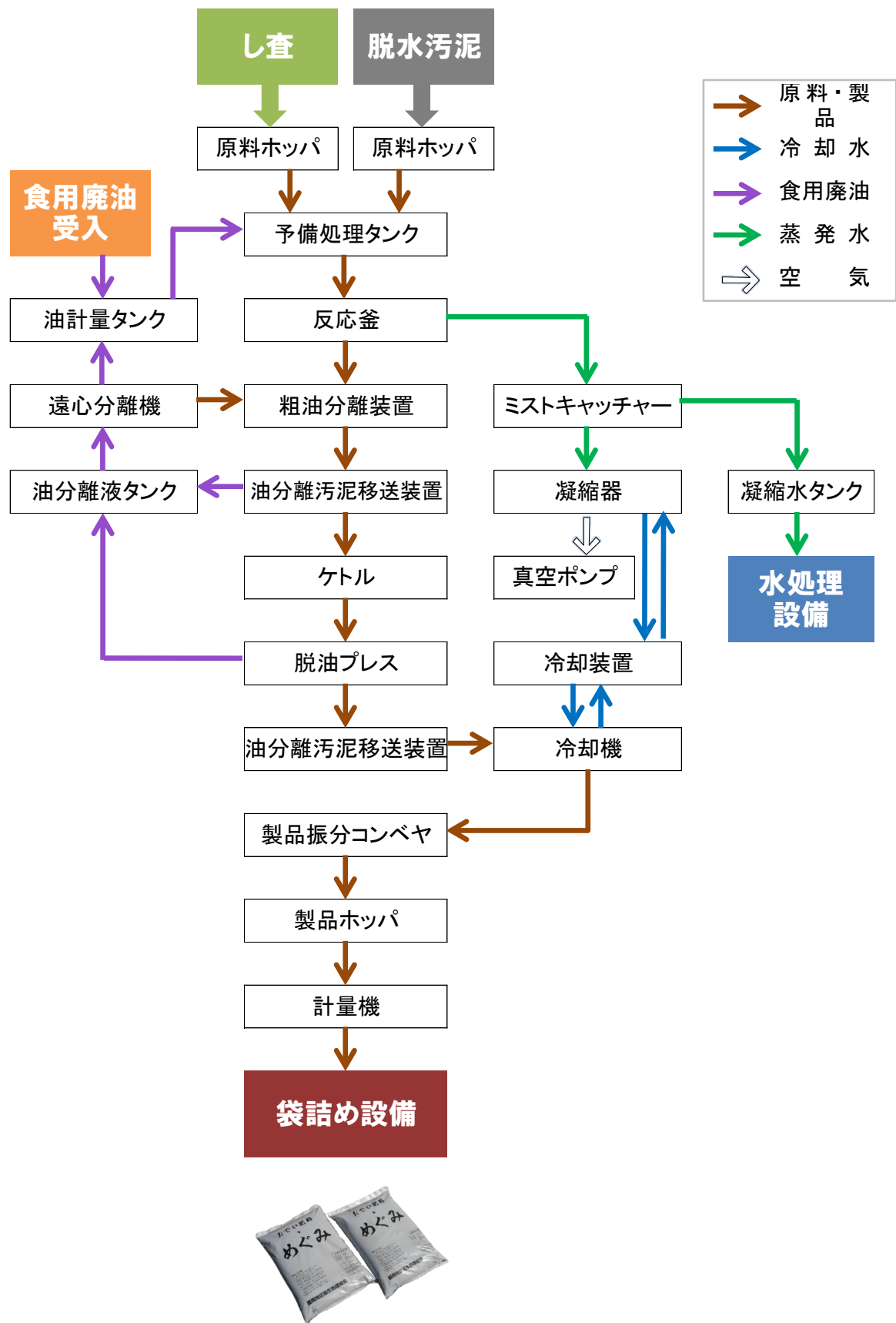


第2処理棟

●水処理工程図

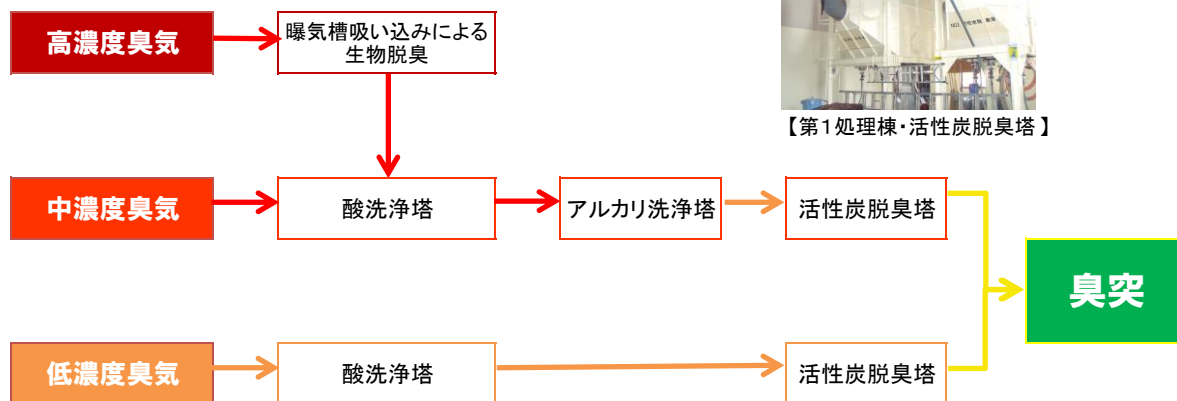


●資源化工程図

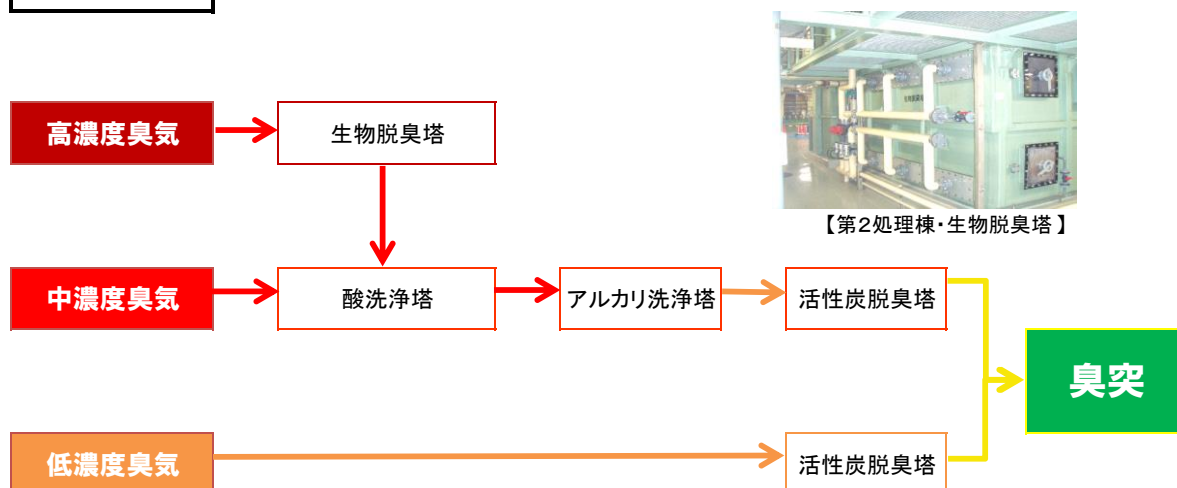


●脱臭工程図

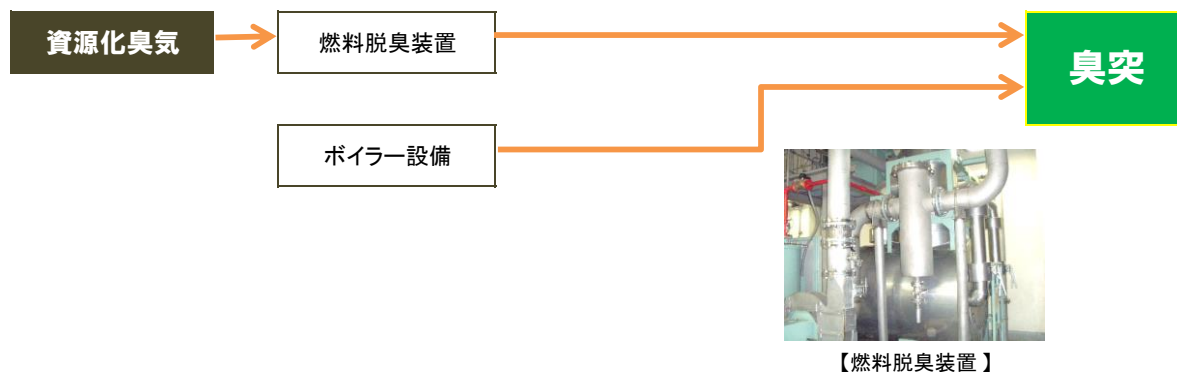
第1処理棟



第2処理棟



資源化設備



●し尿等処理量の推移

(単位:kℓ)

年 度	市 町 別			合 計	処 理 施 設 別			
	盛岡市	滝沢市	雫石町		盛岡地区衛生処理組合	盛岡市門処理場	盛岡市終末処理場	その他
昭和45	76,381.00			76,381.00		31,041.00	20,893.00	24,447.00
46	82,375.00	300.00	593.00	83,268.00	10,395.00	30,683.00	19,975.00	22,215.00
47	74,792.00	2,217.00	2,585.00	79,564.00	35,217.00	31,124.00		13,223.00
48	71,960.00	2,724.00	2,914.00	77,598.00	35,431.00	30,481.00		11,686.00
49	74,036.00	3,884.00	3,294.00	81,214.00	36,277.00	31,437.00		13,500.00
50	75,181.00	4,154.00	3,692.00	83,027.00	36,402.00	31,973.00		14,652.00
51	77,351.00	4,774.00	4,079.00	86,204.00	36,061.00	31,313.00		18,830.00
52	80,874.00	5,463.00	4,891.00	91,228.00	37,694.00	31,434.00		22,100.00
53	79,963.00	7,036.00	4,781.00	91,780.00	45,722.00	30,850.00		15,208.00
54	81,265.00	8,221.00	4,788.00	94,274.00	46,811.00	31,527.00		15,936.00
55	82,169.00	8,660.00	4,746.00	95,575.00	48,609.00	31,741.00		15,225.00
56	79,339.00	9,787.00	4,752.00	93,878.00	54,542.00	32,031.00		7,305.00
57	74,254.00	10,672.00	5,265.00	90,191.00	58,345.00	31,687.00		159.00
58	72,904.00	11,525.00	5,929.00	90,358.00	58,475.00	31,876.00		7.00
59	72,733.00	12,704.00	6,640.00	92,077.00	61,677.00	30,393.00		7.00
60	70,447.00	13,158.00	6,739.00	90,344.00	64,188.00	26,156.00		
61	68,488.00	14,166.00	6,655.00	89,309.00	67,424.00	21,885.00		
62	66,857.00	15,570.00	7,137.00	89,564.00	67,091.00	22,473.00		
63	65,428.00	16,423.00	7,422.00	89,273.00	66,859.00	22,414.00		
平成元	60,201.00	18,249.00	7,459.00	85,909.00	63,895.00	22,014.00		
2	57,199.00	20,162.00	7,099.00	84,460.00	64,341.00	20,119.00		
3	54,457.00	20,628.00	7,575.00	82,660.00	62,635.00	20,025.00		
4	50,135.00	21,433.00	7,376.00	78,944.00	60,183.00	18,761.00		
5	47,660.00	22,262.00	5,620.00	75,542.00	56,997.00	18,545.00		
6	42,356.00	22,254.00	7,538.00	72,148.00	52,648.00	19,500.00		
7	41,544.00	22,395.00	8,050.00	71,989.00	52,205.00	19,784.00		
8	38,387.00	22,912.00	8,294.00	69,593.00	49,129.00	20,464.00		
9	36,031.00	23,738.00	8,426.00	68,195.00	48,353.00	19,842.00		
10	34,351.00	24,347.00	8,078.00	66,776.00	49,989.00	16,787.00		
11	31,208.00	25,049.00	8,388.00	64,645.00	64,645.00			
12	29,111.00	25,994.00	8,251.00	63,356.00	63,356.00			
13	27,655.20	26,622.00	8,150.40	62,427.60	62,427.60			
14	26,076.60	26,463.60	8,278.20	60,998.40	60,998.40			
15	25,520.40	25,075.80	7,959.60	58,555.80	58,555.80			
16	23,409.00	23,295.00	7,819.20	54,523.20	54,523.20			
17	21,295.65	22,736.10	7,351.20	51,382.95	51,382.95			
18	20,399.14	22,056.88	7,137.57	49,593.59	49,593.59			
19	18,640.63	21,053.59	6,795.64	46,489.86	46,489.86			
20	17,564.59	20,638.33	6,769.36	44,972.28	44,972.28			
21	17,054.49	19,917.58	6,615.37	43,587.44	43,587.44			
22	16,056.47	19,915.30	6,195.89	42,167.66	42,167.66			
23	15,368.72	19,364.16	5,940.52	40,673.40	40,673.40			
24	14,479.57	19,588.87	6,092.71	40,161.15	40,161.15			
25	15,312.24	19,087.14	6,036.62	40,436.00	40,436.00			
26	13,965.15	19,006.50	5,797.50	38,769.15	38,769.15			
27	13,564.26	19,185.69	5,937.90	38,687.85	38,687.85			
28	13,208.28	18,455.62	5,683.22	37,347.12	37,347.12			
29	12,681.61	18,189.66	5,512.23	36,383.50	36,383.50			
30	21,305.19	18,282.46	5,666.60	45,254.25	45,254.25			
令和元	20,968.42	17,450.51	5,339.18	43,758.11	43,758.11			

※盛岡地区衛生処理組合分には、最終処分場への埋立処理(昭和56年～60年度)を含む。

・終末処理場:下水道終末処理場における処理(マンホール投入) ・その他:肥料としての農地に利用。

・盛岡市門処理場:廃止後は盛岡地区衛生処理組合(滝沢処理センター)で処理。

●し尿処理施設利用人口の推移

(単位:人)

年 度	区 域 内 人 口				施 設 利 用 人 口			
	盛岡市	滝沢市	雫石町	合 計	盛岡市	滝沢市	雫石町	合 計
昭和45	196,036	12,000	17,954	225,990	185,020	12,000	9,563	206,583
46	201,843	12,622	18,555	233,020	189,179	12,622	9,726	211,527
47	205,843	12,831	18,751	237,425	190,067	12,831	10,831	213,729
48	209,346	13,614	18,751	241,711	188,265	13,614	10,508	212,387
49	212,901	14,583	18,773	246,257	186,076	14,583	10,642	211,301
50	216,223	16,047	18,293	250,563	186,139	16,047	11,000	213,186
51	220,789	17,407	18,906	257,102	185,363	17,407	11,526	214,296
52	223,663	18,923	18,969	261,555	196,379	15,489	10,481	222,349
53	225,985	20,859	19,000	265,844	197,267	15,541	11,644	224,452
54	227,658	23,225	19,071	269,954	167,500	23,225	14,796	205,521
55	225,795	25,687	18,622	270,104	166,155	25,509	14,949	206,613
56	231,774	26,922	19,425	278,121	161,738	24,490	15,135	201,363
57	233,584	28,048	19,309	280,941	166,432	24,671	15,019	206,122
58	234,649	29,416	19,278	283,343	163,713	24,400	15,207	203,320
59	235,842	30,588	19,317	285,747	160,789	24,631	15,257	200,677
60	236,396	31,603	19,433	287,432	139,542	25,570	15,241	180,353
61	235,108	32,468	19,471	287,047	124,245	26,688	16,050	166,983
62	234,107	33,530	19,361	286,998	118,796	27,711	16,261	162,768
63	233,428	34,426	19,445	287,299	113,719	28,568	16,345	158,632
平成元	233,396	36,071	19,278	288,745	98,089	29,981	15,075	143,145
2	233,970	37,564	19,282	290,816	91,256	30,427	14,988	136,671
3	234,430	38,857	19,348	292,635	86,315	30,696	16,044	133,055
4	235,299	39,865	19,342	294,506	79,196	31,224	15,344	125,764
5	235,255	41,101	19,435	295,791	71,571	32,483	15,330	119,384
6	236,061	42,456	19,467	297,984	69,749	32,536	14,808	117,093
7	237,611	43,799	19,541	300,951	64,749	32,939	14,594	112,282
8	237,714	45,325	19,671	302,710	59,521	34,201	15,044	108,766
9	237,237	46,927	19,739	303,903	55,362	33,029	14,874	103,265
10	236,238	48,511	19,863	304,612	51,339	33,264	14,893	99,496
11	235,530	49,482	19,916	304,928	46,791	35,169	14,764	96,724
12	234,770	50,620	19,963	305,353	44,119	35,458	14,811	94,388
13	235,381	41,443	19,874	296,698	41,883	36,283	14,156	92,322
14	235,200	52,054	19,848	307,102	39,068	35,799	14,350	89,217
15	234,756	52,572	19,668	306,996	36,705	32,222	14,005	82,932
16	234,531	52,698	19,498	306,727	34,717	32,192	13,834	80,743
17	233,856	53,132	19,371	306,359	33,082	30,929	13,399	77,410
18	233,580	52,943	19,249	305,772	31,133	31,120	13,119	75,372
19	233,119	53,053	19,089	305,261	28,632	30,584	12,558	71,774
20	232,149	53,243	18,899	304,291	23,623	29,303	12,276	65,202
21	231,582	53,407	18,677	303,666	22,121	27,650	11,755	61,526
22	230,329	53,780	18,449	302,558	21,136	27,939	11,421	60,496
23	231,709	54,184	18,108	304,001	20,032	25,733	10,835	56,600
24	231,696	54,710	17,893	304,299	19,521	25,276	10,557	55,354
25	231,852	55,063	17,675	304,590	19,286	23,329	10,180	52,795
26	231,037	55,058	17,498	303,593	18,568	23,127	9,938	51,633
27	230,168	55,069	17,250	302,487	18,518	21,639	9,631	49,788
28	229,354	55,113	17,094	301,561	18,428	19,738	9,297	47,463
29	228,120	54,912	16,865	299,897	16,425	19,542	9,065	45,032
30	277,040	55,133	16,870	349,043	29,171	19,197	9,053	57,421
令和 元	275,694	55,325	16,263	347,282	27,973	18,817	8,504	55,294

(平成22年度までは各年度10月1日現在、平成23年度からは年度末現在)

●各種検査結果

測定項目	検査項目	自主規制値	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ばい煙測定	硫黄酸化物($\text{m}^3\text{N}/\text{h}$) (K値:14.5)	3.1以下	2.4	2.1	1.5
	ばいじん($\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)	0.3以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
	窒素酸化物(v/vppm)	180以下	110	110	120
排水水測定	水素イオン濃度	5.8～8.6	7.2	7.3	7.2
	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	5以下	1.0未満	0.5未満	0.5
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	20以下	7.7	1.8	2.5
	浮遊物質(mg/ℓ)	5以下	1.0未満	1.0未満	1.0未満
	全窒素(mg/ℓ)	10以下	4.7	4.0	5.95
	全リン(mg/ℓ)	1以下	0.06	0.08	0.38
	色度(度)	30以下	1	0.5未満	0.5未満
	大腸菌群数($\text{個}/\text{cm}^3$)	100以下	30未満	30未満	30未満
騒音測定	朝(6時～8時) (デシベル)	50以下	39～42	42～44	40～42
	昼間(8時～18時) (デシベル)	55以下	41～52	39～54	43～49
	夕(18時～22時) (デシベル)	50以下	38～41	42～44	42～43
	夜間(22時～6時) (デシベル)	45以下	37～40	42～43	40～42
振動測定	昼間(7時～20時) (デシベル)	60以下	25未満～30	25未満～31	25未満～30
	夜間(20時～7時) (デシベル)	55以下	25未満～30	25未満～30	25未満～30
悪臭測定 (臭気)	脱臭塔排気に係る検査				
	アンモニア(ppm)	1以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満
	メチルメルカプタン(ppm)	0.002以下	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
	硫化水素(ppm)	0.02以下	0.0001未満	0.0002	0.0004
	硫化メチル(ppm)	0.01以下	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
	二硫化メチル(ppm)	0.009以下	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
	ノルマル酪酸(ppm)	0.001以下	0.00005未満	0.00007	0.00005未満
	ノルマル吉草酸(ppm)	0.0009以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00006
	イソ吉草酸(ppm)	0.001以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
	排水水に係る検査				
	メチルメルカプタン(ppm)	0.0068以下	0.0015未満	0.0002未満	0.0002未満
	硫化水素(ppm)	0.024以下	0.0005未満	0.0040	0.0006
	硫化メチル(ppm)	0.069以下	0.0035未満	0.001未満	0.001未満
	二硫化メチル(ppm)	0.126以下	0.007未満	0.003未満	0.003未満

◎ 全ての項目で自主規制値が守られています。

●組合歴代管理者・副管理者及び議会議長・副議長

年	執行機関			組合議会	
	管理者	副管理者		議長	副議長
昭和45				菅 三郎	
46			片岡 義彰	S45.10.1～S46.5.1	
47			S45.7.23 ～	吉田 善次郎	川口 善彌
48			S48.3.5	S46.5.2 ～	S45.10.1 ～
49	工藤 巖		吉住 俊彦	S50.5.1	S50.5.1
50	S45.7.23 ～		S48.4.1～S50.6.30		
51	S54.8.8		湯浅 利夫	阿部 和平	小田 要
52			S50.7.1～S53.3.31	S50.5.2 ～	S50.5.2 ～
53			太田 大三	S54.5.1	S54.5.1
54			S53.4.1～S54.8.7		
55				佐藤 吉政	佐藤 源之助
56				54.5.2 ～	54.5.2 ～
57			藤根 六郎	58.5.1	58.5.1
58			S54.9.19 ～		
59			S62.9.18	伊藤 正三	三上 弘
60				S58.5.2 ～	S58.5.2 ～
61	太田 大三			S62.5.1	S62.5.1
62	S54.9.2 ～				
63	H7.9.1			浅沼 信一	前田 萬吉
平成元				S62.5.2 ～	S62.5.2～H2.10.6
2			桑島 博	H3.5.1	坂本 繁雄
3			S62.6.19 ～		S2.12.10～H3.5.1
4			H7.6.10	藤原 仁右エ門	千田 誠
5				H3.5.2 ～	H3.5.2 ～
6				H7.5.1	H7.5.1
7					
8				岸本 敬一	伊藤 哲夫
9				H7.5.2 ～	H7.5.2 ～
10				H11.5.1	H11.5.1
11	桑島 博		佐々木 隆夫		
12	H7.9.2 ～		H7.9.14 ～	刈屋 秀俊	沼崎 照夫
13	H15.9.1		H15.9.1	H11.5.2 ～	H11.5.2 ～
14				H15.5.1	H15.4.3
15					
16				小枝指 博	古舘 幸一
17				H15.6.4 ～	H15.6.4 ～
18	谷藤 裕明		池田 克典	H19.5.1	H19.5.8
19	H15.9.2 ～	柳村 典秀	H21.3.31		
20	H21.3.31	H19.5.9 ～	H21.3.31	佐々木 信一	山谷 仁
21		H21.3.31	H22.11.9	H19.6.1～H21.5.10	H19.6.1～H21.5.10
22	柳村 典秀	谷藤 裕明	松川 章	山谷 仁	佐々木 信一
23	H21.4.1 ～	H21.4.1 ～	H21.4.1～H23.3.31	H21.5.11～H23.7.30	H21.5.11～H23.8.27
24	H30.11.19		南 敏幸	柳村 一	吉田 孝人
25			23.4.1～26.3.31	H23.9.29 ～	H23.9.29 ～
26			佐野峯 茂	H27.7.30	H27.8.27
27			H26.4.1 ～		
28			R2.3.31	相原 孝彦	細川 光正
29				H27.10.7 ～	H27.10.7 ～
30	主濱 了			R元.7.30	R元.8.27
令和元	H30.11.20 ～		猿子 恵久		
2		H30.11.10 ～		山谷 仁	野中 靖志
			三河 孝司	R元.10.4～	R元.10.4～
			R2.4.1～		

盛岡地区衛生処理組合規約

〔 昭和 45 年 7 月 23 日 〕
〔 岩手県指令地第 320 号 〕

改正	平成 3 年 10 月 19 日	岩手県指令地方第 886 号
	平成 4 年 3 月 23 日	岩手県指令地方第 1610 号
	平成 17 年 11 月 7 日	岩手県指令市町村第 784 号
	平成 19 年 3 月 27 日	岩手県指令市町村第 1166 号
	平成 20 年 1 月 24 日	岩手県指令市町村第 909 号
	平成 21 年 2 月 3 日	岩手県指令市町村第 881 号
	平成 23 年 3 月 23 日	岩手県指令市町村第 1191 号
	平成 25 年 10 月 29 日	岩手県指令市町村第 684 号
	平成 30 年 3 月 27 日	岩手県指令市町村第 1142 号

（組合の名称）

第 1 条 この組合は、盛岡地区衛生処理組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第 2 条 組合は、盛岡市、滝沢市及び雫石町（以下「関係市町」という。）をもつて組織する。

（組合の共同処理する事務）

第 3 条 組合は、し尿処理施設の建設及び維持管理、し尿及び浄化槽汚泥の処理（収集及び運搬を除く。）並びに当該処理に係る一般廃棄物処理計画の策定に関する事務を共同で処理する。

2 前項の事務を処理する区域は、関係市町の区域（盛岡市にあつては、平成 18 年 1 月 9 日における岩手郡玉山村の区域を除く。）とする。

（組合の事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、滝沢市中鵜飼 55 番地に置く。

（組合の議会の組織及び議員の選挙の方法）

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、6 人とする。

2 組合議員は、関係市町の議会においてその議会の議員のうちから次の区分により選挙したものとする。

（1） 盛岡市 2 人

（2） 滝沢市 2 人

（3） 雫石町 2 人

（組合議員の任期等）

第 6 条 組合議員の任期は、その者が関係市町の議会の議員の職にある期間とする。

2 組合議員が関係市町の議会の議員でなくなつたときは、その職を失う。

（組合議員が欠けた場合の報告）

第 7 条 組合議員が関係市町の議会の議員でなくなつたとき又は死亡したときは、当該関係市町の長は、遅滞なく組合管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。

(組合議員の補欠選挙)

第 8 条 組合議員が欠けたときは、速やかにその欠けた組合議員が属していた関係市町の議会において補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の当選者決定の報告等)

第 9 条 組合議員の当選者が決まったときは、関係市町の議会の議長は、直ちに当選人にその旨を通知し、かつ、当選人の住所、氏名及び生年月日を当該関係市町の長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた関係市町の長は、その旨を管理者に報告しなければならない。

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第 10 条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

2 管理者は滝沢市長の職にある者を、副管理者は盛岡市長、滝沢市副市長及び雫石町長の職にある者を、会計管理者は滝沢市会計管理者の職にある者を充てる。

3 管理者及び副管理者の任期は、その者が関係市町長又は滝沢市副市長の職にある期間とする。

4 管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、副管理者のうち滝沢市副市長の職にある者がその職務を代理する。

(補助職員)

第 11 条 組合に必要な職員を置く。

2 前項の職員は、管理者が任命する。

(監査委員)

第 12 条 組合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、組合議員のうちから選任されるものにあつては組合議員の職にある間とする。

4 識見を有する者のうちから選任された監査委員は、非常勤とする。

(経費の支弁の方法)

第 13 条 組合の運営に要する経費は、組合の事業から生ずる収入及びその他の収入をもつて支弁し、なお不足があるときは、その不足額について、次の割合をもつて関係市町が負担する。

(1) 基本割 10 分の 1

(2) 利用割 10 分の 9

2 前項第 1 号の基本割に係る関係市町の負担割合は、盛岡市にあつては 2 分の 1 とし、滝沢市及び雫石町にあつてはそれぞれ 4 分の 1 とする。

3 第 1 項第 2 号の利用割に係る関係市町の負担割合は、当該年度の前々年の 10 月 1 日から前年の 9 月 30 日までのし尿及び浄化槽汚泥の搬入量を基準として定める。

第 14 条 組合が設置するし尿処理施設の建設に要する経費及び地方債の元利償還金は、当該事業に充当すべき補助金及び寄附金を除き前条各号の割合をもつて関係市町が負担する。

附 則

この規約は、岩手県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成３年岩手県指令地方第８８６号）

- １ この規約は、岩手県知事の許可のあつた日から施行する。
- ２ この規約の施行の際、現に在職する監査委員の任期は、変更後の盛岡地区衛生処理組合規約第１２条第３項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成４年岩手県指令地方第１６１０号）

この規約は、平成４年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年岩手県指令市町村第７８４号）

この規約は、平成１８年１月１０日から施行する。

附 則（平成１９年岩手県指令市町村第１１６６号）

この規約中第１条の規定は平成１９年４月１日から、第２条の規定は同年５月９日から施行する。

附 則（平成２０年岩手県指令市町村第９０９号）

この規約は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年岩手県指令市町村第８８１号）

この規約は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年岩手県指令市町村第１１９１号）

この規約は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年岩手県指令市町村第６８４号）

この規約は、平成２６年１月１日から施行する。

附 則（平成３０年岩手県指令市町村第１１４２号）

この規約は、平成３０年４月１日から施行する。

盛岡地区衛生処理組合の概要【令和2年度版】

令和3年 3月 発行

事務局

〒020-0621

岩手県滝沢市大崎94番地194

電 話 : 019-688-5110

F A X : 019-688-6870

E-mail : moriokachiku@clock.ocn.ne.jp

ホームページ: <https://morioka-eisyo.jp/>